

前原委員 民主党の前原でございます。

主に亀井農水大臣に質問させていただきたいと思います。

昨日は京都まで行っていただきまして、浅田農産の現場を視察していただきまして、本当にありがとうございました。私も本日、我が党の菅代表とともに現地に行ってまいりました。ただし、二次感染といいますか、別の養鶏農家から陽性反応が出たということで、これ以上の拡大というものが、我々が入ることによって、マスコミ等あるいは別の方も入ることによって拡大をしたのでは何のための視察かわからないということで、現地の中の立ち入りについては自粛をさせていただきました。

しかし、府庁において山田知事とお会いをしたときに、昨日亀井農水大臣が入られたビデオを見せていただきまして、そのビデオを見ながらまた要望も聞かせていただきましたので、その点について質問、要望をさせていただきたいというふうに思います。

まず、昨日視察をいただいたところでございますけれども、現在、京都府におきましては、三百人体制で浅田農産の死亡した鶏、あるいは生きたままの鶏を処分する。そしてまた鶏ふん、そして卵、こういった処理というものを三百人体制で六班に分けて行われているわけでございますけれども、数が追いつかないということでございます。

初めは十七万羽とか言われて、次に二十万羽、ひょっとしたらもっといたんじゃないかということで、だんだん鶏の数が膨れ上がっていているわけでございますけれども、大臣が視察いただきましたように、死後硬直の鶏は、なかなかケージから死後硬直で抜け出せない。あるいは、もっとひどいものになると腐敗が始まりまして、首を抜いたら首だけぼろっととれる、こういう非常に劣悪な状況になってきております。そういった状況の中で自衛隊の派遣要請をして、きょうから、防疫ということで、消毒を主にやっていただくということで、自衛隊、千僧から百二十名を派遣いただく、こういうことでございます。

農水大臣に何う前に、防衛庁の西川運用局長に伺いたいわけでございますけれども、我々ありがたいと思っております。ありがたいと思っているという前提でありますけれども、この派遣の法的根拠、これはどういう法に基づいて行っておられるのか、まずその点について伺いたいと思います。

西川政府参考人 お答え申し上げます。

きょう百二十名出しておりますが、これは自衛隊法の百条の規定に基づきまして、いわゆる委託ですね、そういう形で出しております。

前原委員 簡単な御答弁で結構なんですが、百条何項ですか。

西川政府参考人 百条の一項の方で出しております。

前原委員 知事から要請があって、委託ということで行われているわけでございますが、先ほど申し上げましたように、三百人体制で、近隣の自治体からもボランティア職員の応援を受けて何とか処理をしている状況でありますけれども、職員の方々の疲労ももう限界に達している。しかも、劣悪な状況でありますし、一度防護服を着たら汗もぬぐえない、トイレにも行けないということでありまして、そういう意味では、かなりもう疲労こんぱいな状況になってきているということでもあります。

したがって、そういう防疫、消毒等のみならず、今後知事の要請があれば、そういった、穴を掘ったり、あるいは鶏ふんを処理したり、あるいは死亡した鶏を処分したり、あるいは生きた鶏を殺して埋める、こういうようなことについて、その百条の一項については、要請があればさらに人数を出してでも協力をしていただけるような用意があるのかどうか、その点について御答弁いただきたいと思います。

西川政府参考人 お答え申し上げます。

実は、今回のこの要請につきましては、一日の日に知事から要請、いわゆる派遣の依頼を受けまして、それにつきまして、実は、一日の日から当方は既に LO、要員を府庁の方に出し、そして二日、三日にわたりまして、いろいろ具体的にどういうことができるかということを府庁側と非常に緊密に連絡をとってまいりまして、そういう格好で今体制ができたものでございます。

今後、またいろいろ事態が起これば、そのあたりはいろいろ調整させていただきたい、こういうことで対応はしております。

前原委員 調整していただいて、それはありがたいと思っておりますし、感謝をしているわけですが、私が気にしているのは、法的根拠に基づいて、つまりは、先ほど申し上げたような作業を、府からの要請があればさらに人を出して、そしてそれを受け入れる用意、準備が防衛庁としてあるかどうか、そのことについて伺っているわけです。

西川政府参考人 お答えいたします。

当方の持てる装備だとかいろいろ能力だとか、そういうことを踏まえまして府庁サイドといろいろまた協議いたしますので、そのあたり、必要性等につきましても、これはまた御相談という格好になろうかと思っておりますけれども。

前原委員 この程度にいたしますが、多分、三百人の府あるいは近隣の自治体のボランティア職員だけでは対応できるような状況じゃなくなってきております。また、先ほど申し上げたように、近隣の五キロしか離れていない養鶏場でも陽性が見つかって、そこにきょうは知事から自主処分ということの通達、命令が出ておりますので、そういう意味ではマンパワーの不足というのがこれから極めて顕著になってくるというふうに思います。その点については、私は最後は自衛隊の方々にかなり多くを頼らなければいけないというふうに思いますし、知事にも、そのことについては、遠慮せずにやはり防衛庁にお願いをすべきだ、こういう話をいたしましたので、そういう要望があればぜひお願いさせていただきたいというふうに思います。

さて、それを踏まえて、農水大臣、今の府の職員あるいは近隣自治体の方々が一生涯懸命にやっておられるのは見ていただいたと思っておりますけれども、ふえ続ける、あるいはもともと二十数万羽いるんじゃないか、鶏ふんも、私がきょう聞いたところによりますと、二千トンから三千トンぐらいある、鶏ふんだけで、浅田農産だけです。そういう状況ですし、生きている鶏は当然卵を産み続けるわけでございますので、そういったものも物すごくふえていっている。処理については非常に大変だということで、農水大臣が見られて、今自治体で対応可能な状況かどうか、どういうふうに見られたか、その点について、感想を含めて御答弁をいただきたいと思っております。

亀井国務大臣 あそこに入るにつきましても本当に大変な消毒体制で、そして、あの白い防護服をまとして、そして二重、三重に消毒の上に、もう全身噴霧で、私ども、顔から全部、それで入るわけでありまして。そして、委員御指摘のように、二時間あそこで連続して仕事をするというのは、もう本当に劣悪な臭気と異常な状況の中でするわけですから非常に困難な仕事だと思っておりますし、まさに、あの防護服をまとしておりますとそれをさわるわけにいかないわけですから、手袋を二重にしていますけれども、本当にトイレに行くこともできずに、もうそれが限界だと思っております。

そういう中で、中に鶏が相当硬直をして横たわっている、死んでいる。また一方では、まだ若干飼料がありますから、私が見たときには、ところどころに生きた鶏もおったわけでありまして。それを、二十五万の鶏をどう殺処分するか、袋詰めをする中でできるかどうかというのは、また限られた本当に狭い場所ですから、そしてさらに、それ以上に、あの鶏ふんの存在、本当に数字が何千トンあるか私もちょっと想像できないぐらい、これをどう処理するか。

こういうことを考えますときに、全く異常事態の状況、京都府におきましては知事さんを先頭に、あるいは地元の町長を先頭に、いろいろな対応をしていただいておりますが、まさに人的な面では限界に来ている。そういう面で、自衛隊の皆さんの御協力をこうしてお願いする。やはり人的な問題、そして、一方では埋却処分を早くしなければならぬわけでありまして、そういうことを考えますときに、本当に深刻な問題として受けとめて、どう対応するか。

知事さんいろいろ御苦労いただいて、またいろいろの御協力をちょうだいしておりますが、私どもとしても、本部等役所としてもできる限りのことをしなければならぬ、このように思っております。

前原委員 鳥インフルエンザを発症させてしまった農場のみならず、三十キロ圏内にお

ける、きょうはそういったところにも行かせていただきましてお話を伺ったんですが、要は、三十キロ圏内に指定をされると移動制限がかけられて、鶏の出荷はもちろんのこと、卵というものも出せない、ふんも移動させられないと。そういったところは、みんな鶏、元気なわけですね。卵は産み続けるし、ふんはし続ける。また、餓死させない限りはえさも与え続けなきゃいけない。お金はかかって出荷ができなくて、まさに、むしろ、発生をした農家よりも、三十キロの移動制限区域内に指定された農家はもう悲鳴を上げていて、一刻も早い国としての対応というものが待たれる、こういうことをおっしゃっていました。

つまりは、卵や肉、それからそれをどういうふう処理するのか、あるいは処理したときの、本来なら売れた部分の補償はどうするのかということ、ちょっと分けてお話ししたいので、その点について、移動制限区域内に指定をされた農家の卵、そうした鶏肉、そういったものの、本来なら売れたものが、やめろとってそれっきりなわけですね。つまりは、移動しちゃいけない、動かしちゃいけない、出荷しちゃいけない。しかし、先ほど申し上げたような状況ですから、そういった農家は本当に困り果てているわけです。

そういう農家については、どういうふうな対策をとるおつもりなのか。私は、融資とかそういうものでは間に合わないと思います。つまりは、やはり所得補償とか所得補てんとか、そういったものが必要だと思いますが、大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

亀井国務大臣 移動制限区域内におきます鶏卵の損失が多額に上ることでありまして、この移動制限が確実に実行されることがまた必要であります。

そういう面では、国は、その一部、いわゆる価値の減少分の二分の一、また、輸送と保管、これらの二分の一の助成を山口県のケースでしたわけでありまして、あと、県の御配慮もちょうだいしておるわけでありまして、そういう面で、山口県のケースがありますけれども、この問題にこれからどう対応するか。特に鶏ふんの問題等々は、やはり移動できないわけでありまして、それはいろいろな面から、各方面からその補助の問題等々については十分考えてまいりたい、こう思っております。

前原委員 考えていただくのはありがたいんですけども、例えば、さっきおっしゃった二分の一、それは山口のケースから当てはめるということは知っております。しかし、それでは全く、多分対応できないんだと思うんですね。全く出荷できないし、つまりは、売上げが上がらないけれどもえさ代だけはいつものとおり出ていく、しかもその保管場所に困っている。

後で質問をしようと思いましたがけれども、ふん、鶏ふんですね、これについての置き場所がもうなくなってきて、例えば、私がきょうお話を伺ったところは、川のほとりなんですね。つまりは、そういった川に本当に流さざるを得ないような状況、あるいは崩れていって川に流れ出るような状況にまで鶏ふんが堆積していつている、こういうところもあるわけです。

ですから、私は、補助を考えていただくのはありがたいですけども、やはりこういう事態で求められているのは、スピード、そしてやっぱり決断だと思います。そういう意味で、早くメッセージを、そういう三十キロの制限区域内に指定された農家の方々に対して、考えているじゃなくて、こういう方向でやりますというような、明確な農水大臣のリーダーシップというのが今求められていると思うわけでありまして、その点についての決意をお聞かせいただきたいと思っております。

亀井国務大臣 昨日、私、見てきた経緯を踏まえまして、今、役所におきましてもスピードを持って対応するように検討させておりますので、できる限りその結論を出してまいりたい、こう思っております。

前原委員 ぜひスピード感を、よく理解はしていただいていると思っておりますけれども、毎日毎日が、本当に、卵はたまっていく、保管場所をどうするんだ、鶏ふんが堆積していく。要は、それがまだ春先ですので、まだいいんですよ。これがまた、違う病気の発生とか蔓延とか、それは浅田農産の埋め立ての場面もそうですけれども、においも非常にすごいし、また、そういった部分での二次被害、鳥インフルエンザウイルス以外の何かそういった危険性も私は放置できないので、ぜひスピード感を持ってその点については対応してい

ただきたいと思います。

また、これも要望を西川運用局長に、防衛庁にさせてもらいたいと思いますが、知事と話し合ってきた中で、やはりそういった三十キロの制限区域内で養鶏農家を営んでおられるところについても、今申し上げたとおり、卵の堆積は多いわ、鶏ふんの堆積も物すごい量に及んでいる。やっぱり穴を掘ってその地区で埋めるということが必要になってくるわけですが、費用あるいはマンパワーの点でも、そういった人たちももうお上げの状況であります。先ほどの御答弁にもう尽きるといいますので要望だけしておきますが、府と緊密に連携をとっていただいて、そういった部分のマンパワーの提供についてもぜひお願いをしたい。

とにか、早期に対処して早期に処理をしなければ、違う病気あるいは二次感染というおそれが非常に高い劣悪な状況だというふうに私は思います、三十キロ圏内については。そういう危機意識を持っておりますので、ぜひ、先ほど御答弁をいただいたように、府と話をさせていただいて、その対応について遺漏なきをお願いしたいと要望させていただきたいと思います。

さて、大臣、私は、実は、きょう行ったところの一つは三十キロ圏外なんです。三十キロ圏外は、移動制限区域ではありません。出すことができるわけです。出荷することができますわけですが、三十キロ区域内と同様に、もう移動できない。つまりは、返品とか、丹波の、出たところの近くだから同じように引き取ってくれ、こういうことで、結果的には、三十キロ制限区域内と同じような状況に今農家になりつつある、こういうことであります。つまりは、三十キロ圏外、三十キロ圏内、余り変わりなく、後で質問いたしますが、風評被害も含めて、鶏、卵、これが出荷できないような状況になってきている、こういう状況なんです。

したがって、三十キロ圏外についても準じた対応というものが求められるというふうに私は思いますけれども、今の措置、並びにそれをさらにバックアップするような措置をぜひ考えていただきたいと思うわけですが、農林水産大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

亀井国務大臣 三十キロ圏外の問題、その辺の状況はどういう状況になるのか、その辺を細かく私ども承知していないと、どうこう申し上げることもできないわけですが、風評被害の問題でもあるわけでありまして、その辺、どういう状況を把握して対応をしてまいりたい、こう思います。

前原委員 まさに今御答弁いただいたように、三十キロ圏内に準じた措置を、それをどの範囲をとるかというのはぜひまた御議論をいただきたいと思うわけですが、近接した農家は、圏外であったってもう同じような状況で、出荷できないということなんです。ですから、その点を踏まえた対応策、つまりは、三十キロ圏内だけでなく、三十キロ圏外についてもそういう被害が実際に出てきている。きょう我々は実際見てきたわけがあります。卵が積んでありました、そして返品が来る、こういうことでありますので、ぜひ、そういった三十キロ圏外についても、どのぐらいの広さを想定されるかということはまたぜひ御検討いただきたいと思いますけれども、準じた対応をお願いしたい。先ほどは、考えたいと言っていたので、御検討いただくとともに、これも速やかに御検討いただきたいと要望したいと思います。

さて、次に伺いたいのが、家畜伝染病予防法に基づいて、発生農家に対する手当金というのがございますね、五分の四。つまりは、どれだけ鶏を持っていたかとかいうことをベースにして手当金というのが出ることになっているわけがあります。

通報のおくれから被害を蔓延させた浅田農産に対して、これは発生農家でありましてけれども、こういった手当金とかあるいは家畜疾病経営維持資金とか、そういったものが出されるということは、私が聞きおく限りでは、国民のみならず、府内あるいは府外の養鶏農家あるいは流通、小売、そういった方々は納得できないのではないかとこのように思っておりますが、しかし、法律に基づいていけば、手当金が発生農家に対しては出る。また、さっき申し上げた疾病経営維持資金というものについても手厚いものが用意されているということですが、浅田農産に対しても、同様に、申請があれば適用するおつもりな

のかどうなのか、その点について御答弁いただきたいと思います。

亀井国務大臣 今回の問題、届け出の義務の問題、やはり問題があるわけでありまして、この辺は、十分京都府とその事実関係を把握して、今日、御指摘のような問題というのは、やはりだれからも理解できないことでありまして、十分そのことを踏まえて対応してまいりたい、こう思っております。

前原委員 今の御答弁は、つまりは農林水産省として、府と相談をしながら、刑事告発も含めた対応を考える、こういう解釈でよろしいですか。

亀井国務大臣 事実関係を把握して、当然、刑事告発をする、こういうことを念頭に置いて、京都府と十分連携をとる、こういうことであります。

前原委員 警察庁、来ていただいていると思うんですが、捜査状況というのはなかなかお話しになれないとは思いますが、私は、この事案というのはかなり悪質だというふうに思っております、今、府やあるいは農林水産省が告発をしなければそういう手続に入らない、そういうことはないと思いますけれども、告発がなくてもそういった準備をされていると思うんですが、話ができる範囲で結構です、捜査中の案件でもありますので、今の状況と、また警察庁としての意思についてお聞かせをいただきたいと思います。

関政府参考人 刑事告発がなければ捜査ができないというわけではございません。現在、京都府警察におきましては、本件に関して事実関係の調査、確認等の活動を行っております。

私どもとしては、刑事告発も今後あるということをも十分視野に入れながら事実確認の調査を行っているところでございますが、本事案につきまして法令に違反する事実があれば、法と証拠に基づいて厳正に対処していくものというふうに承知いたしております。

前原委員 みずからの立件というものも視野に入れている、そういう御答弁でよろしいんですか。もう一度、その点についてだけ教えてください。

関政府参考人 最初に述べましたように、刑事告発があるかどうかというのは、刑事告発がなければならぬというものではございません。私どものこれからの事実確認で法令に違反する事実があれば、しっかり厳正に対処していくということでございます。

前原委員 残り少なくなってきた、二つは絶対聞いておきたいので、簡潔にお答えをいただきたいと思うんです。

これは先ほど平岡議員が質問されたことと同様なんですが、人の手当ても含めて、近隣市町村、あるいは京都府、相当財政的な支出、マンパワーの問題も含めて出ておりますが、これはやはり、全部自治体でやれというのはなかなか難しい話だろうというふうに思います。したがって、新たなこういう事態が起きて、きょう、知事は、激甚災害に指定してほしいぐらいだ、こういう言い方をされておりました。そういうことが可能かどうかは、もちろん、もしそういう御指示があれば、それは我々としてはありがたいと思うわけでありまして、やはり何らかの財政措置をしないと、府やあるいは近隣の市町村のボランティア精神に任せるだけではなかなか厳しいものがあると思うんですね。

先ほどのメニュー以外に、新たな財政措置として、何か、こういう京都府や市町村に対してやはり応援しなきゃいけないというふうに私は思うのでありますけれども、その点について農水大臣のお考え、それに基づいて、総務省に対して強く要望していくおつもりがあるのかどうなのか、その点についても御答弁いただきたいと思います。

亀井国務大臣 委員御指摘のように、私も昨日参りまして、まさに災害と思うような感じで帰ってきたわけでありまして、それらを含めて、先ほど来申し上げておりますとおり、どういふことか、どうすべきか、こういうことは関係府省とも十分連携をとって対応していかなければならない、こう思っております。

前原委員 先ほど、三十キロ圏外の養鶏農家も三十キロ圏内と同じような状況に陥っているという話をいたしました。つまりは、このごろといいますか、いつかそういう広告が出たわけでありまして、例えば、当店では京都府産地鶏は扱っていませんとかですね。今まで何とか京都府産の地鶏、あるいは、地産地消という考え方で、みずからつくったものはみずから消費をしようということで努力を積み上げてきたわけですね。それが、こういうことで一挙に崩れかねない状況にあるわけです。しかも、まあPRはいろいろやって

いただいていると思いますけれども、まだまだ私の皮膚感覚、あるいはいろいろな方からのお話を伺ったら、この風評被害というのは消えていないどころか、どんどん拡大をする傾向にあるというふうに思います。

やはりこれは、地産地消を推進されてきた農林水産省のお立場からしても、この風評被害をいかに打ち消して、そして安全性なり、そしてまた京都府産なりあるいは山口産、あるいはほかのそういった風評被害で苦しんでおられる産地をバックアップするためにも、今やられている以上に、私は、PRとか、農林水産省としての積極的なアピールが必要だというふうに思います。今までやられている以上にぜひ御尽力いただきたいと思うわけがありますけれども、その点について大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

亀井国務大臣 今日までこの風評被害に対するPR活動、もう御承知かと思いますが、地方紙四十七紙に広告を出すとか、あるいはまたポスターだとか、あるいは小売店の指導、QアンドAをここでさらに作成する、これは店舗向けでございますけれども、さらには、私ども、地方農政局や地方農政事務所を総動員して、大分につきましては三千軒の店舗を巡回してやりました。近畿におきましてももう既にやっておりますけれども、さらにその努力をしてまいりたい、こう思っております。

前原委員 以上で質問は終わりにいたしますけれども、京都府の中での業者が他府県に多大な御迷惑をかけているということは改めておわびを申し上げなきゃいけないと思いますが、もう京都府のみの問題ではなくなってきて、これだけ大量の鳥インフルエンザによる死亡というものが出て、また、二次感染もきのう発見されたということでございまして、いかにこれを封じ込めるかということと同時に、先ほど申し上げました、現実の養鶏あるいは養卵を営んでおられるところにとっては、まさに生きるか死ぬかの死活問題になってきているところを、私もきょう改めて強く感じてまいりました。大臣もきのう視察をいただいたわけですが、今質問したことを、ぜひスピード感を持って、そして小出しではなくて非常にダイナミックにぜひやっていただくことをお願い申し上げまして、あるいは自衛隊も含めて、やはり他の省庁にもお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

以上